

## PT. FPC INDONESIA

Jl. Melawai Raya No.7, Melawai  
Kebayoran Baru, Jakarta Selatan 12130  
Tel: (62 - 21) 7258714, 7258718, Fax: (62 - 21) 7258725

---

2017年05月

### VoA (Visa On Arrival) でのインドネシア入国のご案内

1. インドネシアの到着ビザ（インデックス B213）は、一般的に VoA（ヴィオーイー）と呼ばれています。インドネシア到着時の入国審査前に、ビザ購入カウンターで USD\$35（2017年5月現在）を支払い、ビザシールをパスポートに貼付してから入国審査に進みます。基本的には30日間有効ですが、一回だけ更に30日間の延長が可能です（内地イミグレーションでの手続きが必要です。詳細は弊社 FPC にお問い合わせください）。
2. VoA は有効滞在期間内の出国を前提としていますので、入国審査時に出国用エアーチケット提示を求められます。事前に出国用エアーチケットを必ずご準備ください（ダミーチケットでも構いません）。
3. VoA で活動可能な範囲は、法務人権大臣規定 2016 年第 24 号「訪問ビザ及び一時滞在ビザ申請及び発給手順について」（2016 年 6 月 19 日付）で規定されています。観光や家族訪問に加え、主に出張者が「商談の実施」や「物品の購入」といった活動を行なうことが可能です。
4. 「商談の実施」は、会議室での商談や打ち合わせといったビジネスミーティングが想定されており、ユニフォームを着て工場内で作業したり、事務所内で自席を持って事務作業したりする、いわゆる「就労」と解釈される活動はできません。
5. したがって、VoA を購入して入国審査を受ける際、就労を匂わせる言葉を発すると、トラブルの原因となります。係官との受け答えに「Working」「Machine Maintenance」などの言葉を用いないことが肝要です。活動範囲はあくまでも「Business Meeting」であるという認識をしておいてください。
6. 短期 KITAS から長期 KITAS への切り替え、ポジション変更や更新制限に伴う KITAS の取り直しなどの理由で、VoA で入国せざるを得ない状況に置かれていても、ご自身が VoA を購入して入国するとご認識のうえで、入国審査に臨んでください。

以上